



平成 21 年 2 月 26 日

各 位

株式会社 アプリックス

東京都新宿区西早稲田二丁目 18 番 18 号
(コード番号：3727 東証マザーズ)
代表者 代表取締役 郡山 龍
問合せ先 執行役員 常務 鈴木 智也
電話番号 03-5286-8436

当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）の導入に関する 定款の一部変更についてのお知らせ

当社取締役会は平成 21 年 2 月 26 日付けで、平成 21 年 3 月 30 日開催予定の第 24 期定時株主総会に、下記のとおり「当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）の導入に関する定款の一部変更の件」について付議することを決議しましたのでお知らせします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成 19 年 3 月 29 日開催の当社第 22 回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂いた上で、有効期間を平成 20 年 12 月期（2008 年度）の事業年度に関する定時株主総会（平成 21 年 3 月 30 日開催予定）の終結までとする「当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン」（以下「現プラン」といいます。）を導入いたしました。

その後も、当社取締役会は、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を維持・向上させるための取組みとして、現プランについて更に検討を進めてまいりました。その結果、当社取締役会は平成 21 年 2 月 26 日付けで、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、新たな対応プランを導入することを決議いたしました。つきましては、株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させるため、当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）を当社株主総会の決議事項とすべく、第 18 条を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(新設)	<u>(株主総会決議事項)</u> <u>第 18 条 株主総会は、法令または定款に別段の定めのある事項のほか、当会社の株式等の大量買付行為に対する対応方針を決議することができる。</u> ② <u>前項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u>
第 18 条～第 44 条 (略)	第 19 条～第 45 条 (現行どおり)

以上